

「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正案
に対する意見公募要領

令和8年3月31日
経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法（以下、「法」という。）第五十一条に基づき、法第四十八条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物を設置する者は、使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行わなければならないとされています（以下「使用前自主検査」という。）。

また、上記以外の事業用電気工作物であって公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、法第五十一条の二の規程に基づき、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、法第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて自ら確認しなければならないとしています（以下「使用前自己確認」という。）。

使用前自主検査については電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第73条の4に、使用前自己確認については規則第76条に、それぞれ「(略)十分な方法で行うものとする」と定めています。

この「十分な方法」という部分について、その解釈は「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）」に定めていますが、一部表現に不明瞭な点があることから、文言の明確化等を行うこととしました。

あわせて、太陽電池発電所及び太陽電池発電設備の使用前自己確認の方法については、法第三十八条第3項に定める「小規模事業用電気工作物」に該当するか否かにより、確認方法に違いを設けておりますが、今般、従来想定していなかった設置形態の太陽電池発電設備の普及が進んでいることから、自家用電気工作物のうち、一定の要件を満たす太陽電池発電設備については、太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物）と同等の確認方法を認めるための改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正案
(詳細につきましては、別添資料を御参照下さい。)

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年3月31日（火）～令和8年4月29日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正案として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

